

ご存じですか？ 評価申告

輸入貨物の課税価格の計算において評価申告書の提出が必要となる場合があります。

例えば、以下の場合には原則として評価申告書の提出が必要です。

- ✓ 仕入書に記載された価格と売手に実際に支払う価格が一致しない場合
- ✓ 加算要素（貨物代金以外の、物品や役務の負担等で法律に列記されているもの）がある場合
- ✓ 無償貨物等、委託販売のために輸入される貨物、賃貸借契約に基づき輸入される貨物等、輸入取引によらない貨物の場合

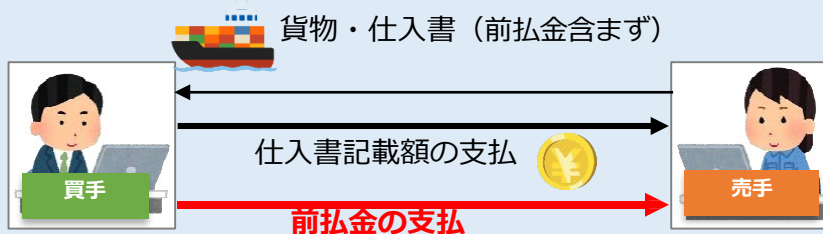
※評価申告は、納税申告の都度評価申告書を提出して行う個別申告と、個々の納税申告に先立って包括的に行う包括申告があります。

【評価申告書の提出が必要となる具体例】

事例1 輸入取引を行うに際して売手に前払金を支払った場合

売手に対して貨物代金の一部を前払いし、その後に輸入される貨物に係る仕入書の価格が、当該前払金を差し引いた価格で作成される場合には、当該前払金を課税価格（輸入申告価格）に含める必要があります（個別評価申告が必要）。

当該取引が継続して行われる場合には、包括評価申告書を提出のうえ、個々の輸入ごとの個別評価申告を省略することができます。

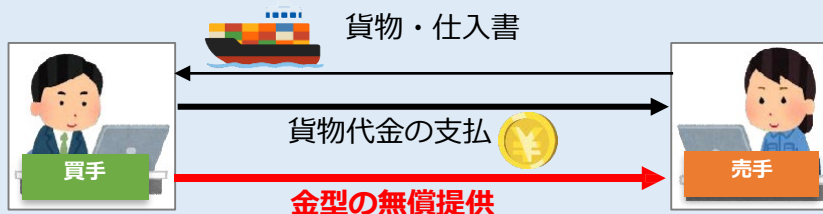


事例2 輸入貨物の生産に使用する金型を売手に無償で提供した場合

買手が輸入貨物の生産に使用するため、売手に対し金型を無償提供した場合には、当該金型の取得費用及び提供に要した費用等を課税価格（輸入申告価格）に含める必要があります。

これらの費用等については、輸入貨物の生産予定数量等で按分するなどの方法により、個々の輸入申告において個別に計算（個別評価申告）することになります。

なお、費用等が一括で支払われる場合であって、輸入者から希望する旨の申し出があり、課税上その他特に支障がないと認められるときは、包括評価申告書を提出のうえ、当該費用を初回の輸入貨物の課税価格に一括して算入することができます。



Q：評価申告とはどのようなものですか？

A：輸入申告（納税申告）に際し、輸入貨物の課税価格の計算に必要な事項を申告するものです。評価申告は、通常、評価申告書（個別又は包括）を提出することにより行います。

Q：評価申告書の提出方法について教えてください。

A：評価申告は、原則として、個々の輸入申告の都度行うこととされています（個別評価申告）。また、同一の内容の輸入取引が継続して行われる場合は、申告内容を記載した包括評価申告書を、輸入申告の前にあらかじめ貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関に提出することができます。書面による提出のほか、NACCS（注）で電子的に提出することもできます。

注：第7次NACCS更改（令和7年10月12日）により「包括評価申告（HOC）」業務が新設されます。これに伴い「汎用申請（HYS）」業務を利用した包括評価申告の提出は、令和8年3月31日までとなりますのでお早めに「包括評価申告（HOC）」業務へ切り替えることをお勧めいたします。

「包括評価申告（HOC）」業務の概要や利便性等の詳細は、[リンク](#)に掲載。

Q：包括評価申告書をあらかじめ提出するメリットは何ですか？

A：包括評価申告書を提出することにより、個々の輸入申告時における評価申告書の提出を省略できます。また、あらかじめ税関で内容を確認しているため、輸入申告時の説明は原則不要となります。

なお、複数の輸入貨物に係る費用等を輸入時に一括して加算することを希望する場合には、原則として包括評価申告書の提出が必要です。

Q：包括評価申告書を提出した場合に留意することはありますか？

A：あらかじめ包括評価申告書を提出することにより輸入申告時の説明は原則不要となりますが、包括評価申告書に基づく課税価格の計算は輸入申告毎に行う必要があります。そのため、包括評価申告書を提出している場合であっても、輸入申告の際に費用等が加算されていないことにより、事後に修正申告等が必要となる場合がありますのでご留意ください。

※評価申告に関するお問い合わせ先（業務部（首席）関税評価官）

函館税関	0138-40-4256	大阪税関	06-6576-3358
東京税関	03-3599-6411	神戸税関	078-333-3119
横浜税関	045-212-6137	門司税関	050-3530-8385
名古屋税関	052-654-4158	長崎税関	095-828-8667
		沖縄地区税関	098-862-9281

○評価申告制度については、税関ホームページをご覧ください。

https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kanzeihyouka/seido_index.htm